平成２２年（フ）第４９号
新潟県村上市肴町４番７号　リンデンハウゼⅡ212
債務者　國井　　豊
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５０号
新潟県新発田市舟入町２丁目３番28号
債務者　石坂　和美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第３６号
兵庫県加西市北条町東高室1161番地の１　県営加西東高室高層住宅１―104
債務者　坂本　　文
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８号
徳島県三好市池田町西山谷尻4225番地
債務者　篠崎美智枝
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第４２６号
名古屋市緑区藤塚２丁目418番地　グリーンパーク藤塚Ｂ棟102号
債務者　寿司ＢＡＲビーサイドこと　古賀　哲行
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３０号
愛知県日進市赤池５丁目2002番地　アーバンドエル赤池107
債務者　阿部　　孝
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２６号
愛知県常滑市小林町２丁目83番地
債務者　鈴木　功一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８４号
愛知県北名古屋市九之坪庚申前７番地
債務者　山口　幸恵
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４５号
神戸市須磨区白川台７丁目２－７シエスタ白川台503号室、住民票上の住所神戸市須磨区白川台５丁目７番地の４　802号
債務者　南野　勝哉
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目21番４―506号
債務者　西井　亜紀（旧姓古江）
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第２７４号
兵庫県尼崎市額田町７番15―608号
債務者　綱　　正明
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２７５号
兵庫県尼崎市額田町７番15―608号
債務者　綱　　有子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３２号
兵庫県西宮市五月ヶ丘13番65号、前住所大阪府池田市五月丘２丁目５番115―502号
債務者　末吉　俊哉
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７０号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲3160番地　中の原団地Ｄ―412号
債務者　真﨑　早人
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目32番67―34号
債務者　星原　準星
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市東谷山３丁目33番24号　ハイツタウニィ101号
債務者　田中　康友
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
福島市永井川字壇ノ腰29番地の２　南福島コーポラス301
債務者　工藤　　高
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
福島市永井川字壇ノ腰29番地の２　南福島コーポラス301
債務者　工藤久美子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
福島地方裁判所